

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会  
知財人財育成プラン検討ワーキンググループ  
の公開の手続について（案）

平成23年8月2日

知財人財育成プラン検討ワーキンググループの公開の手続について以下のよう  
に定める。

1. 会議の日時・場所・議題を原則1週間前の日までに首相官邸/知的財産戦略  
本部ホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>)  
及び首相官邸記者クラブに掲示する。
2. 傍聴については、以下のとおりとする。
  - (1) 一般傍聴者  
一般の傍聴希望者は、1企業・団体については原則1名とし、開催前々  
日(当該日が行政機関の休日に当たる場合には、それに先立つ最後の平日)  
の17時までに内閣官房知的財産戦略推進事務局(以下「事務局」という。)  
に登録する。
  - (2) 報道関係傍聴者  
報道関係の傍聴希望者は、開催前々日(当該日が行政機関の休日に当た  
る場合には、それに先立つ最後の平日)の17時までに事務局に登録する。
  - (3) その他  
傍聴は、基本的に先着順とする。希望者が多数の場合は、事務局の判  
断で傍聴を制限することがある。  
傍聴者が会議の進行を妨げていると判断した場合には、座長は退席を  
命じることができる。また、座長が許可した場合を除き、会議の開始後  
に入場すること、及び、会議を撮影、録画、録音することを禁止する。  
その他、詳細は、座長の指示に従う。